

住民参画条例を活用した住民政策提案について (すべての子どもたちに学びの機会の確保を求めるための政策提案)

1. 住民政策提案とは

那珂川市には「那珂川市まちづくり住民参画条例」があり、これの第8条に、「前条第8号に規定する住民政策提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する人が100人以上の連署をもって、その代表者から市に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができます。」とある。

- ①市内で行われる事業であること。
- ②地域社会の発展又は地域が抱えている課題若しくは社会課題の解決が期待できるものであること。
- ③協働で実施することが制度的に可能であり、その役割が明確かつ適切であること。

2. 提案について

- (1) 提案者：子どもの笑顔を守る会 代表 佐藤 奈美(サトウ ナミ)氏
- (2) 提案内容：すべての子どもたちに学びの機会の確保を求めるための政策提案

①提案目的、理由

現在、不登校状態にある児童生徒の数が急増しており、那珂川市の喫緊の課題であるため、当事者や保護者の立場からも市へ政策提案し、市民とともに教育環境の改善に取り組んでいく必要があると考えるため。

②提案の要旨

- ・小学校にも教室以外の居場所の設置
- ・その居場所（サポートルーム等）に適切な人員を配置
- ・学習機会を提供する民間施設の運営費用、利用費用に補助
- ・不登校支援制度は当事者または当事者団体の声を聞いて作っていただきたい。

3. 経緯

子どもの笑顔を守る会代表の佐藤奈美氏より、6月27日に住民参画条例を活用して「すべての子どもたちに学びの機会の確保を求めるための政策提案」が提出された。

この提案について、担当課である教育指導室及び学校教育課より市長及び教育長へ報告された。

4. 対応

- (1) 「小学校にも教室以外の居場所の設置。その居場所（サポートルーム等）に適切な人員を配置」について
→これまでは、校長室や保健室、図書室等に対応。養護教諭、図書司書、管理職、スクールソーシャルワーカーが対応。

令和7年度から市内全小学校にSR（サポートルーム）を設置予定。小学校校内サポートルーム専任教員3名を配置。これまで関わっていた養護教諭、管理職等と連携し対応。

(2) 「学習機会を提供する民間施設の運営補助、利用費用に補助」について

→学校を中心とした校内適応指導教室や校外の適応指導教室の運営を充実し、不登校児童生徒が通いやすい環境整備に取り組むことが大切。

まずは、各学校で取り組んでいる魅力ある学校づくりをさらに推進し、学校が全ての児童生徒の居場所としていくことが、公教育を担う教育委員会の重要な役割であると考えており、費用の補助については、現時点では考えていない。

(3) 「不登校支援制度は当事者または当事者団体の声を聞いて作っていただきたい」について

→当事者や当事者団体の意見については、教育サポートセンターでの相談業務や教育サポートセンターが開催する不登校セミナーでの参加者との意見交換などを通じ把握している。